

公益財団法人富山県民福祉公園役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人富山県民福祉公園定款第27条の規定に基づき役員
の報酬等支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の種類)

第2条 常勤の理事には、報酬及び通勤手当を、監事（地方公務員である監事を除く。）
には報酬を支給し、非常勤の理事及び地方公務員である監事は無報酬とする。

2 それぞれの理事に支給する報酬の額は、別表に定める額の範囲内で個々の役員の
勤務内容を勘案して理事会で定める。

3 監事の報酬の額は、別表に定めるとおりとする。

4 第1項に規定する通勤手当は職員の例により支給する。

(支給方法)

第3条 前条に規定する報酬及び手当の支給方法は、職員の給料及び手当の例による。

(報酬の日割り計算)

第4条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、または解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 月の途中において就任し、または退任し、若しくは解任された場合における報酬
に額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を
基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月ま
での報酬を支給する。

(費用)

第5条 役員等がその職務の執行に要する交通費等の費用は、その実績を支給する。

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、役員報酬等に関し必要な事項は、理事長が
別に定める。

(施行期日)

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

役 職	報酬
理 事	月額 500,000 円
監 事	月額 30,000 円